

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和8年9月29日

香川県知事 池 田 豊 人

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和8年11月19日（月曜日） 午前10時から	高松市番町一丁目8番15号 高松市役所11階114会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

下記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和8年10月9日（金曜日）から同月22日（木曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書に記載し、次に掲げる方法により提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

（1）持参又は郵送による場合

香川県土木部都市計画課に提出すること。なお、公述申請書は、当該課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。

（2）インターネットによる場合

「香川県電子申請・届出システム」を利用して、画面の指示に従って提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=14664

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

記

高松広域都市計画道路の変更案の概要

都市計画道路中3・3・149号成合六条線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3 ・ 3 ・ 149	成合六 条線	高松市 成合町 字原	高松市 六条町 字上川 東	高松市 林町	約6,450m	地 表 式	4 車 線	25 m	琴電琴平線 と立体交差 幹線道路と 平面交差4 箇所	—
	車線の数の 内訳		4車線			約6,450m	なお、高松市多肥上町地 内に駅前広場を設ける。				約5,020㎡

なお、関係図書は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において令和8年10月9日（金曜日）から同月22日（木曜日）まで閲覧に供する。